

仕様書(案)

1. 件名

PHR 社会実装加速化事業（情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）

2. 目的・背景

近年、民間事業者によって、健康診断結果をはじめとする、体重、血圧、血糖値等の情報やウェアラブルデバイスやセンサー機器等で取得される食事、運動、睡眠等の情報（いわゆる Personal Health Record（以下、「PHR」という。)) を用いた多種多様なサービスが提供されている。我が国が少子高齢化・人口減少の課題に直面する中でこうしたデータを活用した予防・健康づくりの重要性は高く、健康寿命の延伸や未病対策の観点での期待が高まっている。また、PHR の適切な利活用を推進することは業態転換による新たな産業創出や既存の商品・サービスの質の向上などの効果が期待される。こうした産業界の発展や関連市場規模拡大への貢献も期待されており、PHR の利活用を政策的に推進することには大きな意義がある。

そうした中、政府全体の動きとして内閣総理大臣を長とする医療 DX 推進本部が令和 4 年 10 月に設置され、PHR の利活用を含む医療 DX の推進に向けた議論が開始された。本年 6 月の第 2 回医療 DX 推進本部では「医療 DX の推進に関する工程表」が作成され、関係省庁の連携の下で医療 DX の実現に向けた施策が着実に実践されている。

経済産業省では主に産業的な視点から厚生労働省や総務省等の関係省庁と連携して PHR の利活用を推進している。令和 3 年には経済産業省・厚生労働省・総務省で協力し、「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を策定し、民間事業者が PHR を活用するうえでのルール整備を行った。令和 5 年には「PHR 利活用推進等に向けたモデル実証事業」（ヘルスケア産業基盤高度化推進事業）において①異業種間連携による PHR を活用したユースケース創出②医療機関でのデータ標準化・共有システムの構築を目指し、計 4 件を採択した実証事業を実施しているところである。

また、民間の動きとして業種横断的な事業者団体である PHR サービス事業者協会が令和 5 年 7 月に設立された。本協会では、PHR が医療機関や民間事業者の間で適切かつ効率的に流通されていくための事業環境整備を進めており、PHR サービスの活用による健康寿命の延伸などを念頭にデータ標準化やサービス品質向上に向けたガイドラインの策定等の検討が行われている。

本事業は、こうした社会の流れや政策的動向を踏まえ、経済産業省として更なる PHR の社会実装の加速を図る事業である。①PHR を活用した更なるユースケース創出、②加速化させるための情報連携基盤整備、③創出したユースケースの検証・分析を通じた今後のユースケース創出に向けた論点・課題提案、④本事業終了後の成果発表・企画展示の実施に向けた検討を通じ、今後の PHR を中心としたヘルスケア産業政策への示唆を得ることを目的とする。

3. 事業内容

事業の実施にあたっては、実施状況や方向性等について経済産業省と密に共有し、適切な進捗管理を行う。事業実施において作成した資料や得た情報は、経済産業省担当者と協議の上、最終報告書に含める。なお、それぞれの具体的な実施内容については、受託後、経済産業省との協議により決定する。

事業全体の趣旨・概要は以下のとおり。

以下を通じ、今後の PHR の社会実装を加速させるための方策や課題・論点についての示唆を得る。

- ・ 食事/運動/睡眠等の健康関連産業における PHR を活用した広く国民が体験し価値を感じることのできる未来感のあるユースケースを創出する。
- ・ 本事業では情報連携基盤を整備し、本基盤を活用することで 1 社のサービス事業者に対し複数の

PHR 事業者の PHR が提供されることによる今までにないユースケースの創出を目指す。

- ・ 本事業の終了後には大阪・関西万博の開催も控えているところ、大阪・関西万博の機会の活用も視野に入れつつ、最大限国民が PHR の価値やメリットを実感できるような成果発表・展示企画を実施する。
- ・ 情報連携基盤の活用含め、本事業期間終了以降も継続的に PHR のユースケースが創出されていくような課題整理・分析を実施する。

なお、各用語の定義は以下のとおり。

受託者	「PHR 社会実装加速化事業（情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）」の落札者のこと
サービス事業者	食事・運動・睡眠等の領域において消費者向けのサービス提供を行っている事業者
PHR 事業者	国民の PHR（ライフログ・健診情報等）を保持・管理している事業者
ユースケース	サービス事業者が新たに PHR を活用して展開する事業のこと。本事業では既存のユースケースに加え、新たなユースケース創出を目指す。
情報連携基盤	本事業で構築する複数の PHR 事業者と複数のサービス事業者が接続し、API で情報連携を行う情報連携基盤のこと。
本事業	「PHR 社会実装加速化事業（情報連携基盤を介した PHR ユースケースの創出に向けた課題・論点整理等調査実証事業）」のこと。
実証（事業）	本事業の中で実施するユースケース創出に向けた実証事業のこと。

事業内容としては以下を想定。各項目の詳細は後述する。

- (1) 事業全体管理・プロジェクトマネジメント
- (2) ユースケース創出に向けた実証事業の実施
- (3) ユースケース間の相互連携を図る情報連携基盤の整備
- (4) 実証事業の成果発表・展示企画の検討・準備
- (5) 報告書の作成

本事業にて想定する納入物は以下のとおり。詳細は後述する。

- 事業全体実施計画書
- 広報計画書
- PHR 事業者・サービス事業者への再委託に係る公募要領
- 各ユースケース単位の事業実施計画書
- 情報連携基盤関連
 - 設計・開発計画書
 - 設計・開発実施要領
 - 設計・開発実施要領に基づく管理資料
 - 要件定義書
 - 基本設計書
 - 詳細設計書
 - ソースプログラム
 - 単体テスト仕様書兼結果報告書
 - 結合テスト仕様書兼結果報告書
 - 接続テスト仕様書兼結果報告書
 - 運用テスト仕様書兼結果報告書

- ▶ 本番稼働計画書案
- 成果発表・展示企画に係る事業計画書・展示設計図

(1) 事業全体管理・プロジェクトマネジメント

本事業は上記の(1)から(5)の柱建てで実施するところ、(2)から(5)含め本事業全体の企画・実施計画策定及び進捗管理等を行う。加えて、広報活動等の事業全体に係る事項の在り方についても検討を行う。本項目で期待する具体的な取り組みは以下のとおり。他方、業務内容は以下の取り組みに限定されるものではなく、受託者の創意工夫によるアイデアや追加提案を歓迎する。

アウトプットとしては、事業全体実施計画書・広報計画書の提出及び広報活動を想定。

- ① 本事業全体((2)～(5)を含む)の実施計画書の作成及び進捗管理
 - ・ 本事業全体の実施計画書案を作成し、経済産業省に提出の上で承認を得ること。
 - ・ 実施計画策定後は、計画に基づいた進捗管理を行うとともに、定例会等を開催し、経済産業省に定期的に進捗報告を行い、議事録を作成すること。
- ② 本事業全体のテーマ・コンセプト検討
 - ・ 「2. 目的・背景」に記載のような主に経済産業省で推進する政策や社会全体の動向を踏まえ、本事業で目指すべきゴール・コンセプトを明確に示すこと。
 - ・ 設定するゴール・コンセプトについては、対外的な発信も想定し、趣旨等が明確で外部への訴求で多大な効果があると考えられるものを設定すること。
 - ・ 目指すべきゴール・コンセプトの実現に向けた事業計画を立案すること。
- ③ 本事業全体の広報実施
 - ・ 本事業全体において、広報を実施すべきターゲットの明確化、適切な広報手段、広報実施の期間、コスト、想定効果等について検討し、実施計画を示すこと。広報の目的として、①本事業を機とした、国民へのPHR利活用の周知②本事業成果発表の場への参加に向けた国民への周知等を想定しているが、PHR事業者やサービス事業者向けの広報実施についても検討することは差し支えない。
 - ・ 広報実施計画について経済産業省と協議を行い、合意内容に基づき適切な広報を実施すること。
 - ・ なお、時期については別途経済産業省と協議を実施すること。

(2) ユースケース創出に向けた実証事業の実施

本事業の受託者は、食事・運動・睡眠等の日常生活関連産業にかかるサービス事業者がユースケースの創出につながる実証事業を実施するために、実施計画策定から事業実施までの総合的な支援を行う。本項目で期待する具体的な取り組みは以下のとおり。他方、業務内容は以下の取り組みに限定されるものではなく、受託者の創意工夫によるアイデアや追加提案は歓迎する。

アウトプットとしては、実証によるユースケース創出・サービス事業者/PHR事業者のシステム改修実施及び上記の実現に向けた諸対応を想定。

【実証事業のイメージ】

- 本実証事業は成果発表・展示企画の実施を通じた国民への体験提供までを想定しているところ、PHR活用による「未来の健康」「未来の生活」を描くような事業を想定。そのため、サービス事業者においては既存の商品・サービスの流用に留まらず、斬新な企画設計を期待する。
- 情報連携基盤((3)で後述)を活用し、サービス事業者に対し、複数のPHR事業者が管理す

るデータを接続する形で実証を行う。

- その際に、サービス事業者が使用する PHR ができるだけ多くの種類のデータ項目を使用するサービス設計とすること。サービス領域としては食事/運動/睡眠を主に想定しているが、他の領域における提案を妨げるものではない。

(1) 実証事業の公募、採択及び契約締結

- ・ 受託者は、経済産業省との委託契約締結後、実証事業の公募要領を作成し、経済産業省に提出の上、直ちにサービス事業者及び PHR 事業者の公募（企画競争）を行うこととする（事業期間中に 1 回程度を想定）。公募要領の内容及び実証予算の用途については、経済産業省と協議の上決定することとする。実証事業の公募要領の作成に際し、応募してくるサービス事業者に対しては少なくとも、創出するユースケースの具体的な内容、使用が想定されるデータ（データカタログは別途受託者が整備、詳細は後述）、実証成功に向けたフィージビリティを示す資料、実施計画、実証にかかる想定費用、実施体制図、セキュリティ基準を満たしていることわかる資料の提出を求めるようなものとする。また、PHR 事業者に対しては、情報連携基盤を通じて共有可能なデータ項目の一覧、ユーザー数（申請時点でのユーザー数・アクティブユーザー数）、実施計画、実証にかかる想定費用、実施体制図、セキュリティ基準を満たしていることわかる資料の提出を求めるようなものとする。ただし、公募要項に記載する事項は上記にとどまらない。
- ・ 上述のセキュリティ基準については、PHR 事業者が健診情報を取り扱う事業者の場合は「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を参考にし、同様に健診情報を取り扱うサービス事業者については同指針の遵守を強く求めるような基準とする。
- ・ 公募後の採択については、経済産業省で設置する審査委員会での議決を踏まえ決定することとする。採択件数はサービス事業者最大 10 件、PHR 事業者最大 20 件程度を想定。
- ・ 採択したサービス事業者及び PHR 事業者については、ユースケース創出に向けた企画検討や情報連携基盤への接続を念頭にサービス事業者 3,000 万円・PHR 事業者 1,000 万円程度（いずれも 1 社あたりの最大金額）の支払いを行うこと。詳細な支払額・支払時期については経済産業省と協議の上、状況を踏まえて判断する。なお、支払いにおける経理処理は経済産業省委託事業事務処理マニュアルに準拠することとする。
- ・ 採択件数及び PHR 事業者・サービス事業者への支払い額については、事業者からの提案内容に応じて変動することも想定されるため、経済産業省と協議の上決定することとする。
- ・ 採択事業者の決定後、可及的速やかに当該事業者との契約締結を行う。
- ・ 採択されたサービス事業者及び PHR 事業者ならびに本実証事業の受託者の間で秘密保持契約を締結し、速やかにユースケースの検討を開始すること。

(2) 実証事業の実施計画策定・実施までの支援他

- ・ 受託者は契約締結後、サービス事業者及び PHR 事業者から提出された実施計画に基づき、実証事業の適切な推進のために、サービス事業者及び PHR 事業者ごとに担当者を配置し、実施計画をとりまとめる。実施計画のとりまとめに際し、適切な助言・指導等を実施すること。とりまとめた実施計画は経済産業省に速やかに提出し、協議を行うこと。
- ・ 〈サービス事業者向け〉実施計画策定後は同計画が順調に進捗するように、事業者に対して適切な指導、助言を行うこと。本事業ではユースケースの作り込みのみならず、情報連携基盤との接続も発生するところ、受託者によるサービス事業者への積極的な支援を期待する。具体的には、事業の置かれた状況に応じて必要な頻度で実証の進捗状況の確認、会計管理等の支援を行い、必要に応じて、現地に担当員を配置、又は現地に赴く

等の方策により、適切な指導、助言を行うこと。また、進捗状況等の結果については、経済産業省へ報告を行うこと。

- ・ 〈PHR 事業者向け〉実施計画策定後は同計画が順調に進捗するように、事業者に対して適切な指導、助言を行うこと。特に情報連携基盤への接続や改修に伴う様々なサポート等を行うとともに進捗状況の確認、会計管理等の支援を行う。
- ・ 事業期間中は一か月に一回程度、各事業者（主にサービス事業者を想定、ユースケースの検討状況を報告）から経済産業省への報告会を実施すること。また、中間報告会を実施し、各ユースケースの進捗状況を経済産業省に随時共有すること。
 - ・ 採択した事業者が一同に会したマッチングイベントや本実証事業に際しての機運醸成を図るイベント実施について検討すること。基本的には対面形式・1日程度のイベント開催を想定しているが、そもそもの開催要否についても経済産業省と協議の上で決定すること。
- ・ 契約期間終了後、速やかに受託者において当該実証事業管理担当者及び会計処理担当者の2名以上により確定検査を行う。1名での確定検査は認めない。

(3) 実証実施

- ・ 各サービス事業者を主体とし、ユースケースの実証を行うこと。
- ・ 実証に求める要件としては以下のとおり。
 - ① 情報連携基盤に接続し、PHR を活用したユースケースの実証を行うこと。
 - ② 複数の実証参加者に対し、実際のサービス・商品提供を行うこと（実際の売買や金銭取引は不要）。
- ・ 受託者は必要に応じて、参加者や実証場所の確保等、必要な支援を行うこと。

(4) 創出したユースケースの成果検証・課題論点分析

- ・ 受託者は創出するユースケースを踏まえ、本事業終了以降の継続的なユースケース創出に資するような課題や成果について分析し、事業化に向けて工夫すべき点等の提案を行うこと。
- ・ 情報連携基盤との接続における課題や創出したユースケースの今後の活用やあるべきユースケース像について検討すること。

(3) ユースケース間の相互連携を図る情報連携基盤の整備

「(2) ユースケース創出に向けた実証事業」を実施する上で必要となる、それぞれ複数のサービス事業と PHR 事業者との間で PHR をやり取りできるように、相互連携を図るための情報連携基盤（以下、本基盤）を整備する。本基盤を構築する上での基本的な考え方、基本機能、非機能要件、開発計画、その他検討事項は以下のとおり。なお、本基盤は本事業の終了後もユースケース創出のために活用することを目指しており、事業終了後の活用を念頭におきながら検討すること。他方、業務内容は以下の取り組みに限定されるものではなく、受託者の創意工夫によるアイデアや追加提案は歓迎する。

(ア) 本基盤に係る基本的な考え方

- ・ PHR 利活用の主体の利便性を最大限に高め、効率的なサービス提供を可能にする機能を提供すること。
- ・ 本基盤は、PHR 事業者が保有する PHR データを中継するのみとし、PHR データの保存は行わないことを基本方針とするが、要配慮個人情報を含む PHR を取り扱うことを想定しているため、情報セキュリティの重要性を認識した機能を実装すること。

- ・ 成果発表・展示企画（(4)で詳細後述）等の時期では急激なアクセス数の増加や流通データ量の増加も懸念されるため、負荷等に対して柔軟な対応が可能なシステム構成とすること。

(イ) 本基盤の基本機能

経済産業省の想定する本基盤に盛り込むべき機能一覧は以下のとおり。以下①～⑥の機能は必須とするが、⑦⑧の機能保持については経済産業省と別途協議を行い、方針を決定すること。なお、(2)の実証事業を行う上で必要となる機能の拡充や他に有効な代替機能等の提案は妨げない。

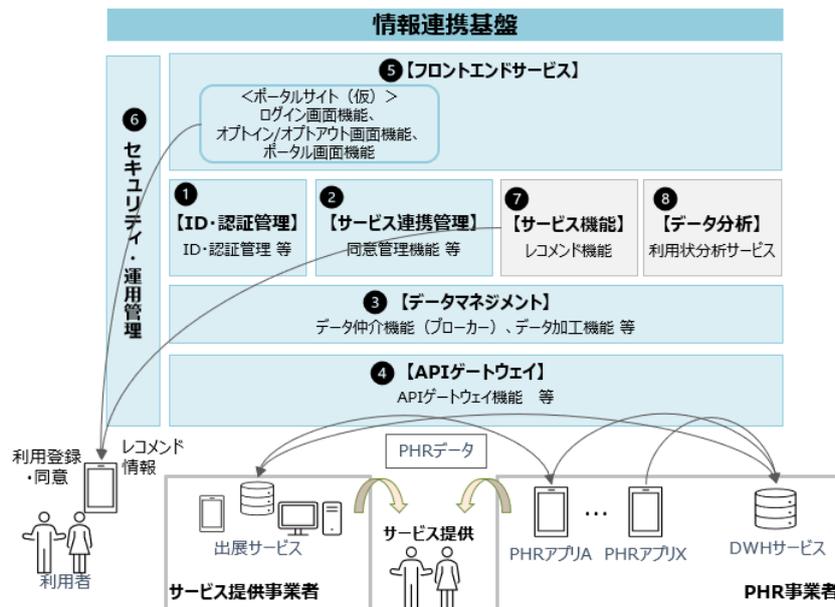


表1：本基盤の概要図

① ID・認証管理

- ・ 本基盤で管理するID等のユーザー情報を登録する機能、及びユーザーIDと各PHRアプリ事業者のIDとを連携・紐づけを行い、その情報を管理・保存する機能。
- ・ ID等の登録については、メールアドレスの登録もしくはソーシャルID（例えば、Google、Facebook、LINE、Apple、Yahoo!など）の利用ができるようにすること。
- ・ 紐づけに際しては、ユーザビリティを考慮し、ユーザーに異なるサービス間でシングルサインオンの機能を提供可能かつ広く使われている技術仕様（例えば、Open ID Connectなど）を採用すること。

② サービス連携管理

- ・ 本基盤内を介して、PHR事業者のサービスを介してユーザーが保有するPHRを、サービス事業者へ提供・利用することについて、ユーザーからの同意取得及び制御を行う機能。
- ・ 同意管理画面は「⑤フロントエンドサービス」内のビューワー機能を活用し、ユーザビリティを考慮した仕様とすること。
 - 本事業におけるPHRの取り扱いに係る同意管理は、(i)各PHRアプリ内での第三者提供における同意取得、(ii)本基盤でのPHR流通を介したサービス事業者への提供に関する同意取得の二段階を想定。
 - (i)については各PHRアプリ等での利用規約改定等が必要になる場合があり、PHR事業者はその旨を徹底させること。また、PHR事業者には、「①ID・認証管理」で採用する技術仕様に準拠した対応も要求すること。

③ データマネジメント

- ・ 本基盤に接続するサービス事業者及び PHR 事業者がそれぞれ保有するサービスとの間で、データアクセスを仲介する機能 (API を利用したリクエスト及びレスポンス処理等)。なお、本基盤では、「④API ゲートウェイ」に後述するデータ項目が送受信されることを前提とするが、PHR 事業者がやむをえない事情によりデータ項目を揃えて送信するのが難しい場合に限り、経済産業省と協議した上で、データを変換する機能を付加すること。

④ API ゲートウェイ

- ・ PHR 事業者及びサービス事業者との間で、API 経由でデータの送受信を行う機能、並びに API の使用量制限やネットワーク速度制限、複数 API の集約等を実行できる機能。
- ・ 原則として、REST API (Application Programming Interface) 方式での接続を想定。データは JSON 形式で送受信することとし、データ項目名などについては、できるだけ標準的に使われている仕様を参考に検討を行い、経済産業省と協議の上、決定すること。
 - 本基盤を通じて送受信されるデータ項目は、受託後に、(2)で検討が進められるユースケースと、PHR 事業者が保持し流通可能なデータ項目を突き合わせ、経済産業省と協議の上、決定すること。なお、取り扱うデータ項目として、ライフログデータ (身長・体重・運動量他) に加え、健診情報 (血圧・血糖値・HbA1c 他) を想定している。
 - また、最終的に決定する本基盤で取り扱うデータ項目は、データカタログ (データ項目、型、概要、取得情報等) として整理すること。
 - 本基盤上の API 仕様の公開や実証事業開始後のデータ項目の変更設定機能等の実装は想定していない。

⑤ フロントエンドサービス

- ・ ユーザビリティを確保するためのフロントエンドサービスには少なくとも a) ログイン画面機能、b) 新規ユーザー登録画面機能 (「①ID・認証管理」) c) オプトイン/オプトアウト画面機能、d) ポータル画面機能の 4 機能を盛り込むこと。
 - a) ログイン画面は、基本的に外部サービス (PHR 事業者やサービス事業者が提供するアプリ等) からリダイレクトする形で遷移し、画面が表示される仕様とすること。
 - b) 新規ユーザー登録画面では、本基盤に初めて連携する際に、ユーザー情報の登録を行える仕様とすること。
 - c) オプトイン/オプトアウト画面では、ユーザーへの利用規約の提示を含み、利用規約を参照し、ユーザーが判断できる形とすること。
 - d) ポータル画面では基盤経由でサービス一覧の参照や通知等を一元的に把握・管理可能な仕様とすること。
- ・ 一般的なコンピュータ及びスマートフォンの端末のブラウザからアクセスができ、表示言語は、日本語および英語、中国語 (簡体)、韓国語の 4 か国語に対応すること。
- ・ 本基盤にて発生するユーザーアクセスやフロントエンドサービスへの接続履歴等について、ログ情報を記録し、「⑧データ分析」で利用可能な仕様とすること。
- ・ ユーザビリティに最大限配慮した仕様となるよう設計すること。受託者の創意工夫に基づく、代替提案は妨げない。

⑥ セキュリティ・運用管理

- ・ セキュリティ・運用については、(ウ) 非機能要件の c) 運用要件及び d) セキュリティ要件を満たす仕様とすること。

⑦ サービス機能 ※受託者による積極的な提案を歓迎

- ・ サービス事業者の提供するサービスに拠らない本基盤独自のサービス・機能を想定。
- ・ 本機能の活用イメージとしては、(4) 実証事業の成果発表・展示企画において、より国民に PHR を身近に感じてもらうための一つの手段としての活用等が考えられる（本事業でレコメンド等ロジックが必要とされる場合は、原則として、PHR 事業者もしくはサービス事業者が開発を行う想定。他方、本基盤独自の仕様としてもレコメンド等ロジック実装についての受託者の提案を妨げるものではない）。

例：PHR を元にした給水タイミングのレコメンドロジックの実装 等

⑧ データ分析 ※受託者による積極的な提案を歓迎

- ・ 以下のような、本基盤の稼働時に記録されるログ情報（ユーザー登録ログ、ユーザーログインログ、ページビューログ、デバイスログ、PHR データ連携、通知ログ等）を活用した機能を想定。具体的な機能は経済産業省との協議の上、決定すること。

例：集計したログ情報を活用し、PHR 事業者の事業やマーケティングに資する情報を提供する。

例：本基盤の利用状況を把握できるような情報を提供する。

(ウ) 非機能要件

a) 信頼性要件

- ・ 回線・機器等に関して冗長化構成などの対策を講じ、サービスが長期停止とされない構成とすること。

b) 性能要件

- ・ 本基盤から提供する「⑤フロントエンドサービス」のポータル画面等について、国内利用者からの画面アクセス時に要求されるレスポンスは、平常時 3 秒、ピーク時 5 秒を目安とすること。
- ・ 大量のデータ取得を伴い、レスポンスに上記以上の処理時間が想定されるものは、要件定義工程において個別に処理性能目標値を定めること。

c) 運用要件

- ・ 計画停止時を除き、24 時間 365 日のサービス提供が可能であること。
- ・ サービス提供に必要なデータのバックアップが取得でき、障害時にデータ復旧が行えること。
- ・ 異常時検知のために監視運用ができること。

d) セキュリティ要件

- ・ クラウドサービスは、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから選定すること。
- ・ 必要なアクセス元、ポート以外の通信に対するネットワーク制御、ならびにインターネットからのアクセスに対する SSL/TLS 等を用いた通信の暗号化ができること。
- ・ 上記ネットワーク制御では対応できない、DoS 攻撃やアプリケーション層の脆弱性を突く攻撃等を検知し、遮断することができること。
- ・ 本基盤に接続する PHR アプリ事業者、サービス提供事業者、利用者等に対して正しい接続相手であるかを検証し、アクセス権限を与えることができること。
- ・ 管理ユーザー/役割ごとに OS へのアクセス可否や、可能な操作を定義できること。
- ・ 個人情報等の機密性の高いデータを保管する際には、暗号化を施した上での保管ができること。

e) 品質要件

- ・ 品質に係る指標やサイジング・キャパシティの検討においては、以下を前提とすること。

<本運用期間における利用登録・ログインに関する想定値>

- i. 本基盤の延べ利用登録者数 : 200 万 ID
- ii. 本基盤への同時ログインピーク : 1 万 ID/時間
- iii. 本基盤への利用登録ピーク : 0.7 万 登録/時間

(エ) 作業の実施内容

受託者は、以下の流れに従い、本基盤の設計・開発実施計画等から運用・保守に至るまでの作業を進めること。

A) 設計・開発実施計画等の作成

- ・ 設計・開発実施計画書及び設計・開発実施要領の案を作成し、経済産業省に提出の上で承認を得ること。設計・開発計画策定後は、計画に基づいた進捗管理を行うとともに、経済産業省に定期的に進捗報告を行うこと。

B) 要件定義

- ・ 機能要件並びに非機能要件に基づき、本基盤を開発する上での要件定義を行うこと。アウトプットとして、システム全体図、データ項目定義書、画面レイアウト等を含む要求定義書を作成し、経済産業省とレビューを行った上で、提出すること。

C) 基本設計

- ・ 要件定義に基づき、各機能の基本設計を行うこと。アウトプットとして、基本設計書を作成し、経済産業省とレビューを行った上で、提出すること。

D) 詳細設計・開発

- ・ 基本設計に基づき、開発に向けて機能を実装するための詳細設計を行い、詳細設計に基づき、開発を行うこと。作成した詳細設計書は、開発上生じた仕様変更を反映した上で、経済産業省に提出すること。

E) 単体テスト

- ・ 各機能で設計どおりに正常に機能するかを確認すること。アウトプットとして、単体テスト仕様書兼結果報告書を作成し、経済産業省に実施状況を報告した上で、提出すること。

F) 結合テスト

- ・ 本基盤の各機能間で連動し、本基盤全体が正常に機能するかを確認すること。アウトプットとして、結合テスト仕様書兼結果報告書を作成し、経済産業省に実施状況を報告した上で、提出すること。

G) 接続テスト

- ・ 各外部サービス（PHR 事業者やサービス事業者が提供するアプリ等）と本基盤との間で、正常に接続し、API の送受信ができることを確認すること。アウトプットとして接続テスト仕様書兼結果報告書を作成し、経済産業省とレビューを行った上で、提出すること。

H) 運用テスト（ユーザー受入テスト）

- ・ 外部サービス（PHR 事業者やサービス事業者が提供するアプリ等）を含め、システム全体が正常に機能するかを確認すること。アウトプットとして、運用テスト仕様書兼結果報告書を作成し、経済産業省とレビューを行った上で、提出すること。

I) 本番稼働計画書の作成

- ・ 本基盤の本番稼働に向けて、運用設計及び保守設計を行い、定常時における作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた本番稼働計画書の案を作成し、経済産業省とレビューを行った上で、提出すること。

(オ) その他検討事項

- ・ 受託者が遵守すべきセキュリティ基準について
 - 受託者は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 6.0」並びに「医療情報を取

り扱うシステム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン 1.1」を遵守するとともに「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」認証を取得すること。

- 受託者は上記を遵守している旨を文書で経済産業省に提出すること。

・ 本実証事業終了後について

- 本事業終了後の本基盤の活用方法に関し、本事業で得られる情報連携基盤における成果(利用実績、異業種連携によるユースケース創出等)を事業終了後も継続して活用していくための方法や、そのための枠組みや在り方(本基盤の運営方式・運営体制、関与させるべき主体等)について多面的に検討すること。なお、公募時の提案内容の一部として、本事業終了後の本基盤の活用方法について検討し提案すること。

➤

(4) 実証事業の成果発表・展示企画の検討・準備

実証事業の成果を活用し、さらなる PHR 利活用を促進するために、実証事業の成果発表・展示企画の在り方・実施形式について検討する。本事業終了後の 2025 年には「いのち輝く未来社会」をテーマとした大阪・関西万博の開催も予定されているところ、機を捉えた適切な発表・展示機会の提供に向けた検討・準備を行うこと。

アウトプットとしては、成果発表・展示企画における時期・必要経費・実施会場・会場内設計等を示した事業計画書・企画実現に資する展示配置等を示した設計案・映像制作のイメージ図・映像本体を想定。

【成果発表・展示企画のイメージ】

- 本実証事業で創出するユースケースを国民が体験できるような機会の在り方を検討すること。
- 下記参考情報のように、大阪・関西万博の場を最大限に活用した成果発表・展示企画の実施について提案すること。
- 発表・展示企画の中では、映像を用いて PHR が活用された「未来の社会」を描く趣旨の企画を設け、国民が PHR のメリットや効果を身近に感じられる機会とすること。

① 成果発表・展示企画の検討について

- ・ 受託者は成果発表・展示企画全体のコンセプトについて検討し、提案すること。本実証事業全体のコンセプトと共通し、整合性の取れたコンセプトとすること。経済産業省が想定する企画のコンセプトは、PHR が活用された「未来の社会」を描くことであるが、積極的な提案を期待する。
- ・ 成果発表・展示企画について、時期・必要経費・実施会場・会場内設計等について検討すること(以下の参考情報を参照すること)。

② 映像制作について

- ・ 成果発表・展示企画の実施に際し、本事業の全体コンセプトや各ユースケースの内容に合致した PHR が活用された「未来の社会」を描いた映像を制作すること。
- ・ 映像制作にあたり、受託者はまず作成イメージ案を作成しそのイメージについて経済産業省と協議を行う。両者の合意を得たうえで、動画制作を開始し、本事業期間終了までに制作を完了させること。
- ・ 映像は最大 5 分間程度で、納入形式は経済産業省と協議の上決定する。

(参考情報) 2025 年大阪・関西万博について

- ・ 2025 年 4 月から「いのち輝く未来社会」をテーマにした大阪・関西万博が開催されるころ、経済産業省でも「PHR を活用した万博体験(令和 5 年 6 月 30 日決定、アクションプラ

ン Ver. 4 より)」と題した企画の検討を進めている。

- ・ 経済産業省は上記企画の実現に向け、国際博覧会協会と調整し、会場内ブース等での企画実施を検討している。本実証事業は万博会期前に事業が終了する予定になっており、実証成果発表という観点で万博の場の活用は大いに想定されるところである。そのため、本提案においても万博の場を活用した成果発表の検討を含む提案とすること。

【大阪・関西万博概要】

- ・ 期間：2025年4月13日～10月13日
- ・ 開催場所：夢洲（大阪市沿岸部）

※大阪・関西万博に関する詳細は国際博覧会協会が提示する基本計画等を参考にすること。

<https://www.expo2025.or.jp/overview/masterplan/>

【「PHR を活用した万博体験」の概要】

- ・ 想定実施場所
 1. メッセ
 - 実施期間：2025年6月20日～7月1日（予定）
 - 想定用途：運動/食事/睡眠に関連するサービス事業者が出展し、PHR を活用したサービス提供を実施する。参加事業者ごとに適切な広さのブース面積の配分を検討すること。
 - 備考：メッセは経済産業省・厚生労働省が連携して企画出展予定のところ、全体約2000平米を各省で分割予定。別途全体管理の運営事業者が必要とされる可能性があることにも留意。その場合、当該運営事業者への再委託を実施する可能性もある。適宜経済産業省と協議し、適切な対応を行うこと。
 2. FLE（フューチャーライフエクスペリエンス）
 - 実施期間：2025年6月20日～7月1日（予定）
 - 想定用途：運動/食事/睡眠に関連するサービス事業者が出展し、PHR を活用したサービス提供を実施する。参加事業者ごとに適切な広さのブース面積の配分を検討すること。
 - 備考：適宜経済産業省と協議し、適切な対応を行うこと。

(5) 報告書の作成

本事業を通じて取得したユースケース創出に係る調査内容や本事業全体の取組を簡潔かつ明瞭に取りまとめるとともに、上記2. 及び3. (1) (2) (3) (4) の記載内容を踏まえ、調査結果や提案等を整理した報告書を作成する。提出方法は、「5. 納入物」を参考とすること。また、調査終了後の継続的な動向確認に資するよう、参考文献の他、調査の際に参照したURL、書籍等有用だと考えられる情報ソースを広範に記載すること。

4. 実施期間

委託契約締結日～令和6年3月29日（金）まで

5. 納入物

- ・ 調査報告書電子媒体（CD-R）1式
 - 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
 - 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
 - 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図

表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。

➤ なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

・調査報告書電子媒体（CD-R）2式（公表用）

➤ 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。

➤ セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。

➤ 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出展を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。

➤ 公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。

◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。

◆EXCEL等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

- ・ 事業全体実施計画書
- ・ 広報計画書
- ・ PHR 事業者・サービス事業者への再委託に係る公募要領
- ・ 各ユースケース単位の事業実施計画書
- ・ 基盤関連
 - 設計・開発計画書
 - 設計・開発実施要領
 - 設計・開発実施要領に基づく管理資料
 - 要件定義書
 - 基本設計書
 - 詳細設計書
 - ソースプログラム
 - 単体テスト仕様書兼結果報告書
 - 結合テスト仕様書兼結果報告書
 - 接続テスト仕様書兼結果報告書
 - 運用テスト仕様書兼結果報告書
 - 本番稼働計画書案
- ・ 成果発表・展示企画に係る事業計画書・展示設計図

6. 納入場所

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

7. その他

(1) 本事業の実施に当たり、詳細な内容については、経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケ

ア産業課との綿密な協議の上で決めるものとする。

(2) 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別紙様式を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

(4) 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

(5) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理 責任者(※ 1)	A						
情報取扱 管理者(※ 2)	B						
	C						
業務従事 者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

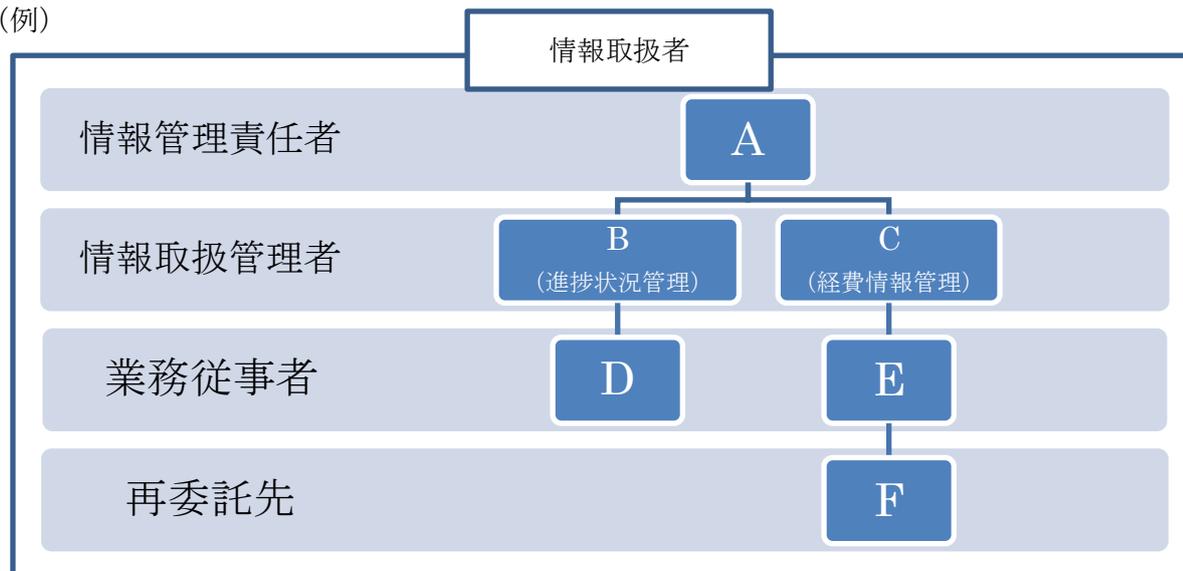
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

② 情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。
なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。
- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。
- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18・03・22シ第1号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18・03・24シ第1号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から10)まで及び12)から18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。
なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。
- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

⑦電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS（SSL）化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。また、外部サービスを利用する場合は、その利用状況を管理すること。

なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

- 18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
 - (a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
 - (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
 - (c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
 - ②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。
 - ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
 - ④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
 - ⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
 - ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。